

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名 : 大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項 : 第6条の4第1項
処 分 の 概 要 : 標章及び証明書の再交付
原権者(委任先) : 三重県知事、三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間 : 14日 (行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係 (電話059-222-0110)、警察署 交通課
備 考 :